

介護保険システム
標準化対応
情報提供依頼書

岡崎市

1 情報提供依頼件名

介護保険システム標準化対応に関する情報提供依頼

2 背景と目的

令和3年法律第40号「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「標準化法」という。）が施行され、地方公共団体の基幹20業務に係る情報システムを国が定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）に移行することが義務付けられた。その目標期限は、令和7年度末までとされている。

これを受けて岡崎市（以下「本市」という。）でも標準準拠システムへの移行計画を進めており、本市では令和8年1月までの確実な移行を目指している。

本書に基づく情報提供依頼（以下、「本依頼」という。）は、本市の現行介護保険システムを標準準拠システムへ移行するにあたり、本市に介護保険システムを提供できる事業者の有無や、提供可能なシステムの構成、移行スケジュール、移行・運用に係る経費等の必要な情報を収集するために行うものである。

3 情報提供にあたっての前提条件等

(1) 前提条件

情報提供依頼の前提とするシステム仕様及びガバメントクラウドの詳細は、以下の資料によるものとする。

- ・介護保険システム標準仕様書
 - ・地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書
 - ・地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書
 - ・地方公共団体情報システム標準化基本方針
 - ・地方公共団体情報システム非機能要件の標準
 - ・地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準
- ※ 資料はデジタル庁ホームページ及び厚生労働省ホームページに掲載

(2) 現行システム等の状況

ベンダー名：富士通 Japan 株式会社

システム名：MCWEL

利用端末数：60台

(3) ガバメントクラウドの利用

ガバメントクラウドの利用方式は共同利用方式とし、クラウドサービス提供事業者はAWSとする。また、本市庁舎から本システムへの接続については、本市が単独利用方式で用意するネットワークアカウントに有するAWS Transit Gatewayを利用することとする。

(4) 宛名管理について

住登外者宛名基本情報は、宛名管理システムから連携する。

送付先情報は、統合収納管理機能を有するシステムから連携する

(5) 収納管理・滞納管理について

介護保険料の収納管理・滞納管理については、別途用意する統合収納管理システム・統合滞納管理システムにて行う。

4 次期システムに求める機能

(1) 国民健康保険団体連合会へのデータ作成

国民健康保険団体連合会端末で利用するデータが作成できること（例：特徴情報、受給者情報など）

(2) 要介護認定調査用のモバイルタブレット対応機能

要介護認定調査用のモバイルタブレット（iPad）とデータ連携ができること

(3) スキャンデータ取込機能

認定申請用紙等のスキャンデータを取り込めること

(4) クライアントPCのOSについて

クライアントPCのOSについて、Windows10・Windows11いずれの場合も支障なく動作すること

(5) 連携について

オブジェクトストレージを利用した連携を想定しているため、対応できること。

5 調達範囲

(1) システムサービス

<標準化対象業務>

介護保険業務

※ 前提条件に記載したとおり、収滞納管理は、別途、統合収滞納管理システムを調達することを想定しており、収滞納情報は当該統合収滞納管理システムと連携するものとする。

(2) 運用保守・運用委託サービス

問合せ対応・問合せ管理、障害対応・障害管理、バッチ処理実行支援、夜間バッチ処理実行、セキュリティ対策、ソフトウェア保守管理

(3) サービス利用時間

オンラインサービス提供時間の下限は、以下のとおりとする。

【平日（年末年始、土曜、日曜、祝祭日を除く）】 8:30～21:00

(4) 特記事項

- ・ 本番環境とは別に、常設の検証環境を用意すること。
- ・ 移行前の現行システムから提供されるデータは、現行システムの事業者が指定する仕様に基づくものとする。
- ・ 現行システムから提供されたデータを移行先のシステムに取り込むために必要なデータ加工、修正及び生成も調達範囲に含めるものとする。

- ・ 移行先システムのデータセットアップにおいて、現行システムから抽出したデータが、現行システム事業者が指定する仕様どおりか受託者が検査するものとする。また、現行システムにはデータ項目がなく、移行先システムのみで必要なデータ項目の生成等についても調達範囲に含めるものとする。

6 情報提供依頼

(1) 情報提供依頼

「別紙1_情報提供依頼_回答書」を参照のうえ回答すること。

(2) 概算見積り

「別紙2_情報提供依頼_見積書」を参照のうえ回答すること。

7 情報提供要領

(1) 様式

情報提供についての様式は、「別紙1_情報提供依頼_回答書」及び「別紙2_情報提供依頼_見積書」を使用すること。なお、あらかじめ回答形式が定められているものを除き、自由記載となっているものは、別様式で回答しても構わない。その場合は、該当のファイル名や記載箇所を明記すること。

(2) 提出期限

令和6年11月29日（金）必着

(3) 問合せ先

本依頼の内容について、質問等がある場合は電子メールで以下のアドレスに11月15日（金）までに送付すること。また、メールのタイトルに「【質問（介護保険システム標準化）】」の文言を含ませること。

送付された質問及びその回答は、原則として質問者を特定できないようにしたうえで、本市ホームページに11月22日（金）までに掲載する。

問合せ先メールアドレス

kaigohoken アットマーク city.okazaki.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールで以下のアドレスまで提出すること。ファイル容量が大きくなる場合は、事前に相談すること（概ね5MB以上）。また、印刷した書面での提出は不要とする。

ア 提出先メールアドレス

kaigohoken アットマーク city.okazaki.lg.jp

(5) プレゼンテーション・デモンストレーションについて

本依頼に基づく提示内容、費用等総合的に勘案しプレゼンテーション・デモンストレーションの実施を依頼する場合がある。

(6) その他

- ア 本依頼は、情報提供した事業者（以下、「提供者」という。）について将来のシステム調達を保証するものではない。
- イ 本市は、本依頼について提供された情報・資料について、提供者に返却しない。
- ウ 本市は、本依頼について提供された情報・資料について、当該目的のために本市組織内で利用するものとし、提供者に断りなく本市組織外へ開示しない。
- エ 提供者は、本依頼について本市に提供する資料のうち、特にコピー・配布を制限する資料についてはその旨を明記すること。
- オ 提供者は、本依頼で知り得た本市の情報を第三者に知らせたり漏らしたりしてはならない。ただし、本依頼の回答に協力するパートナー企業等に必要な情報を共有することについては、これを認める。その場合には、提供者の責任において、当該パートナー企業等に対し本書の規定を遵守させること。
- カ 本依頼に係る費用については、提供者の負担とする。